

# 令和6年度

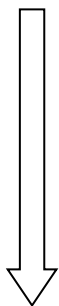
## 藤沢市電気自動車用急速充電設備設置費補助金の手続きの流れ

☆☆必ず電気自動車用急速充電設備設置費補助金交付要綱をご確認ください☆☆

★市内に保管場所があることなどの要件があります。

### I 申請書の提出について

#### 補助金の申請



☆2024年(令和6年)4月1日(月)から

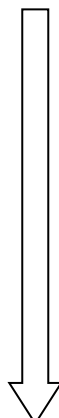
2025年(令和7年)2月28日(金)までの間、環境総務課で  
先着順で受け付けします。

\*申請書に必要事項を記入の上、必要書類と併せて藤沢市役所8階 環境  
総務課の窓口へ提出してください。

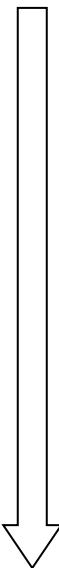
窓口へ提出するのが難しい場合は、環境総務課まで郵送してください。

\*交付決定までに約2週間かかりますので、申請書は事業着手予定日の  
2週間以上前までに提出してください。

#### 受理・審査

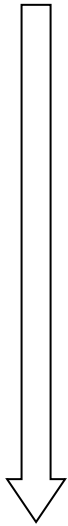


#### 補助金交付決定



<申請時提出書類>

- (1) 補助対象経費積算額内訳書(第1号様式別紙1)
- (2) 対象となる電気自動車用急速充電設備と案内板を設置する場所を示す案内図
- (3) 対象となる電気自動車用急速充電設備と案内板の設置場所がわかる位置図及び設備の仕様(注1)と図面(注2)  
(注1) 急速充電設備の型式、デマンドコントローラーや課金デバイスを申請する場合はメーカー名・型式・価格・仕様がわかるカタログや仕様書等、付帯設備(屋根・小屋・充電設備等保護用部材・電灯)を申請する場合はメーカー名・型式・価格がわかるカタログ等  
(注2) 電気系統図及び配線ルート図
- (4) 対象となる電気自動車用急速充電設備と案内板を設置しようとする場所の設置前の現況の写真(施設予定地の全景写真及び本体・付属品・案内板の設置予定場所の写真)
- (5) 対象となる電気自動車用急速充電設備の設備費の見積書の写し及び設置工事請負契約書の写し(契約書に補助対象経費の内訳明細が記載されていない場合、内訳書を添付)
- (6) 電気自動車用急速充電設備を設置する土地の登記事項証明書
- (7) 申請者と電気自動車用急速充電設備の設置場所の土地所有が異なる場合は、土地の利用及び電気自動車用急速充電設備の設置に関する許諾書(5年以上の設置に関する許諾)
- (8) 自社又は資本関係にある会社から調達する場合は、利益等を排除した補助対象経費の算定根拠
- (9) 国等から補助金の交付を受ける場合においては、当該補助金に関する補助金の交付を申請していることが確認できる書類(交付申請書等)の写し及び当該補助金額に係る補助対象経費の内訳を示す資料



- (10) 一般の用に供するための事業計画（任意様式）
  - (11) 法人の場合は、法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（それぞれ3か月以内に発行したもの）、個人事業主の場合は前年の確定申告等の写し、個人事業税の証明（3か月以内に発行したもの）等個人事業主であることが確認できる書類
  - (12) 法人で、本市に事業所を設置する予定の方又は申請日現在本市に1年以上継続して事業所を有していない方は、本拠地又は本市が発行する最新の法人市民税納税証明書  
個人事業主で、本市に転入予定の方又は申請日の属する年度の前年度の1月2日以降に本市に転入した方は、対象となる年度の課税地が発行する最新の住民税納税証明書
  - (13) その他市長が必要と認めるもの
- ※なお、申請者名義のものをご提出ください。

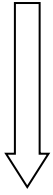
**通知書を送付**

**交付決定通知書(第2号様式)が届いてから、設置工事に着手してください。**

**★車両が変更になった場合は、車両登録前に変更承認申請書の提出が必要です。**

## II 完了届の提出について

### 完了届の提出

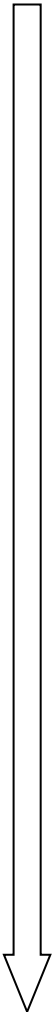


補助事業完了後30日以内又は2025年(令和7年)3月21日(金)のいずれか早い日までに提出

\*申請書に必要事項を記入の上、必要書類と併せて藤沢市役所8階 環境総務課の窓口へ提出してください。

窓口へ提出するのが難しい場合は、環境総務課まで郵送してください。

### 受理・審査



#### <完了時提出書類>

- (1) 補助対象経費精算額内訳書(第5号様式別紙1)
- (2) 対象となる電気自動車用急速充電設備設置に係る申請者宛の領収書の写し
- (3) 設置した電気自動車用急速充電設備と案内板及びその他の状況が確認できる写真  
※施設全景写真(公道からの全景を含む)、本体(銘板を含む)、付属品・案内板・申請した工事項目の施工が分かる写真
- (4) 国等からの補助金の交付を受ける場合においては、当該補助金の金額が確定したことを示す通知書の写し、当該事業の実施が確認できる書類(実績報告書等)及び当該補助金額に係る補助対象経費の内訳を示す資料
- (5) 設置した電気自動車用急速充電設備の保証書(メーカー名、型式、製造番号(シリアル番号)、保証開始日、発行先(申請者宛)がわかるもの)
- (6) 自社又は資本関係にある会社から調達した場合は、利益等を排除した補助対象経費の算定根拠
- (7) 申請時において、本市に事業所を有していない場合は、補助事業者が本市に事業所を設置したことが分かる資料(法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書若しくは建物に係る全部事項証明書(それぞれ3か月以内に発行したもの)など)
- (8) その他市長が必要と認めるもの  
申請時の設置予定場所と完了届の設置場所の住所の表記が異なる場合は、変更がわかる書類(住居表示街区符号等設定等通知書の写しなど)  
申請時と本拠地や住所が異なる場合は変更がわかる書類・保証書  
※なお、申請者名義のものをご提出ください。

設置状況の確認をさせていただきます。

### 請求書の提出… 交付請求書(第6号様式)の提出(完了届と同時に提出可)



### 受理・補助金支払い… 約1か月後に指定口座へ振り込みます。

#### [提出先・連絡先]

藤沢市役所 環境総務課 ゼロカーボン推進担当  
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 (本庁舎8階)  
TEL 0466-50-3529 FAX 0466-50-8417  
E-mail: fj-kankyous@city.fujisawa.lg.jp

[受付時間] 午前8時半～午後5時(土・日・祝日を除く)